

提出された意見	意見に対する市の考え
「避難情報等を発令した場合は、・・・優先度が高い者を判断し、・・・避難誘導を行う。」とあるが、避難情報等が発令される場合は必ず具体的な対象区域が指定されており、その区域内の者に対して避難指示が出されるわけだから、等しく避難誘導の対象とすべきではないか。発令後に優先度を比較検討して優先度の高い者を選別して避難誘導するという作業は、時間的にも現実的でないと考える。避難情報が発令された区域に居る個別避難計画が作成された者は全て避難誘導の対象とすべきではないか。	避難情報が発令された場合は、対象区域内の方々は等しく避難対象となります。 本市の計画において「優先度が高い者を判断し、避難誘導を行う」と記載している趣旨は、避難情報発令後に新たに優先順位を検討するという意味ではなく、平時から個別避難計画の作成過程で、支援者や地域の関係者と連携し、あらかじめ支援の必要性や優先度について整理しておき、発令時にはその計画に基づいて迅速に避難誘導を行うというものです。 したがって、避難情報が発令された際には、個別避難計画が作成された対象者については、原則として全員が避難誘導の対象になります。そのうえで、特に迅速な対応が求められる方から、事前の計画に従い優先的に支援を行う想定です。あわせて、いただいたご意見を参考に、齟齬が生じないように当該箇所を修正いたしました。
優先度を判断するための参考ポイントとして示された（表）に関して、（イ）地域におけるハザードの状況・海岸、河川沿い：津波災害特別警戒区域などとあるが、木更津市において津波災害特別警戒区域に指定されている若しくは指定予定の場所はあるのか。無いのであれば、あえて津波災害特別警戒区域などと示す理由は何か。	現状、津波災害特別警戒区域および津波災害警戒区域に指定の場所はありませんが、今後、指定される可能性もあることから、お示ししております。
同上の（表）で、「河川：浸水想定区域など」とされているが、浸水想定区域は広範囲にわたり、想定水深もさまざまである。危険度は、浸水想定区域であるかどうかではなく、「浸水した場合に想定される水深など」で判断する必要があるのではないか。	浸水想定区域内でも想定される水深はさまざまであり、危険度には差があります。ただし、要支援者の方は、たとえ水深が比較的浅い場合でも、ご本人の身体状況等によっては自力で避難行動を取ることが困難になる場合があります。 そのため、地域におけるハザードの状況や、対象者の心身の状況など、（表）の（イ）～（ハ）を総合的に判断します。
避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、様式は市で統一された方が良いと思います。	避難行動要支援者名簿は、市で同じ様式を用いて作成及び交付しております。
全体計画の素案ですが、詳細が分かりません。 （例）町内会が主体となるのか？（自主防災組織とありますが？）誰が何をするのか？（関係機関との関わり方→民生委員の把握している情報が共有可能なのか？）	自主防災組織や自治会・町内会、民生・児童委員等の「避難支援等関係者」が主体となり、地域で連携しながら避難行動要支援者の避難支援を行う取り組みです。 民生委員の把握している情報の共有につきましては、民生委員法第15条において、民生委員に守秘義務が課せられているため、民生委員が自身の活動で知り得た情報については原則共有不可能です。 しかしながら、市が要支援者本人に対して調査を行い、本人から「個人情報の提供に同意」を得られた方については、避難支援等関係者への情報提供が可能のため、平時から情報共有を行っております。
一連の流れが分かるように、組織図の作成を希望します。	一連の流れが分かるよう、「避難行動要支援者名簿の作成と避難支援等関係者への情報共有の流れ」の図を、計画8ページに挿入しました。